

機械式駐車装置の構造及び設備並びに安全機能に関する基準を定める告示（案）

平成 26 年 月 日
国土交通省告示第 号

駐車場法施行規則（平成 12 年運輸・建設省令第 12 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、機械式駐車装置の構造及び設備並びに安全性を確保するために必要な機能について国土交通大臣が定める基準を次のように定める。

第一章 総則

（適用範囲）

第一条 この基準は、機械式駐車場に設置される機械式駐車装置について適用する。なお、機械式駐車場は、当該装置を用いることが、その駐車場全体の構造及び設備に影響を与えることから、駐車場法施行令（昭和 32 年政令第 340 号。以下「令」という。）第 15 条による認定にあたっては、当該装置に限らず、それが用いられる駐車場全体の構造及び設備を併せて想定し、認定の効果は必要な関連事項に及ぶものとする。

（用語の定義）

第二条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 機械式駐車装置 令第 15 条に規定する特殊の装置であって、自動車を駐車し、又は駐車位置まで運搬するために使用する機械装置の全体をいう。
- 二 機械式駐車場 機械式駐車装置を用いる路外駐車場（自動車の駐車のために供する部分の面積が 500 m²以上であるものに限り、）の全体をいい、一般に車路、前面空地、管理室等も含まれる。
- 三 駐車室 機械式駐車装置の中で、自動車の駐車のために供する部分をいう。
- 四 乗降室 機械式駐車装置の中で、人の通行及び自動車への乗降のために供する部分をいう。
- 五 搬器 機械式駐車装置の中で、自動車を駐車し、又は駐車位置まで運搬するために自動車を搭載する機器をいう。
- 六 搬送装置 機械式駐車装置の中で、自動車を搬出入するために搬器又は自動車を水平又は垂直方向に運搬する装置をいう。

（機械式駐車装置の方式）

第三条 この告示において、機械式駐車装置は、その主たる構造と機構により、次の方式に分類される。

- なお、自動車用エレベーター及びターンテーブルを除き、通常利用時において、人が乗車した状態では装置は稼動しないものとする。
- 一 令第 9 条の自動車の駐車のために供する部分に該当するもの
 - イ 二段・多段方式 複数の搬器を 2 段又はそれ以上に配置し、これらを搬送することにより駐車を行う方式をいう。

- ロ エレベーター方式 複数の駐車室を立体的に配置し、搬器を搬送装置によって駐車室へ搬送することにより駐車を行う方式をいう。
 - ハ 平面往復方式 複数の駐車室を平面状に 1 列又はそれ以上に配置し、搬器又は自動車を搬送装置によって往復運動させることにより駐車を行う方式をいう。
 - ニ 垂直循環方式 複数の搬器を垂直面状に配置し、これらを循環運動させることにより駐車を行う方式をいう。
 - ホ 水平循環方式 複数の搬器を平面状に配置し、これらを循環運動させることにより駐車を行う方式をいう。
 - ヘ 多層循環方式 複数の搬器を階層状に配置し、これらを上下の層で循環運動させることにより駐車を行う方式をいう。
- 二 令第 8 条の車路に該当するもの
- イ 自動車用エレベーター 人が乗車した状態で、自動車を搬送装置によって駐車階まで運搬する装置をいう。
 - ロ ターンテーブル 自動車が前進又は後進方向に入出庫できるようにするため、車路において自動車を搭載して水平面で旋回する装置をいう。

(対象とする自動車)

第四条 この告示において、機械式駐車場が保管を予想する自動車は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車とする。

(駐車面積の算定方式)

第五条 機械式駐車場について、自動車の駐車の用に供する部分の面積の算定に当たっては、駐車室に該当する搬器、車箱等の面積の算定の容易なものについては、その面積によるものとし、その算定の困難なものについては、自動二輪車のみの駐車の用に供する装置については自動二輪車 1 台あたり 2.3 m²、小型自動車又は軽自動車（自動二輪車を除く。）のみの駐車の用に供する装置については自動車 1 台あたり 12 m²、普通自動車（大型のバス、トラック等を除く。）の駐車の用に供する装置については自動車 1 台あたり 15 m²とみなして算定する。

第二章 構造及び設備に関する基準

(出入口)

第六条 自動車の出口及び入口に関する基準は、令第 7 条の規定による。

(車路)

第七条 車路に関する基準は、装置の方式に応じて、次の表に定めるとおりとする。

| 装置の方式 | 車路 | | |
|---------|---------------|--------|-----|
| | 前面空地 | はり下の高さ | 幅員等 |
| 二段・多段方式 | 令第 8 条の規定による。 | | |

| | | | |
|--------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| エレベーター方式 平面往復方式 垂直循環方式 水平循環方式 多層循環方式 | 令第8条第1号に規定する「円滑かつ安全に走行することができる車路」として、装置と道路との間に、自動車2台以上を | 前面空地として設ける車路が建築物であり、かつ傾斜部ではない場合において、そのはり下の高さは、2.1m以上とする。 | 令第8条の規定による。 |
| 自動車用エレベーター | 停留し、又はターンテーブルを設けることができる空地を設けること。ただし、出口と入口とが分離され、自動車が通り抜けることのできる構造のものについては、入口側にのみ自動車1台分に相当する空地を設けることで足りる。また、当該空地においてスロープ等を用いて自動二輪車等の装着を行うものについては、上記の「装置と道路との間」を「スロープ等の乗り入れ口と道路との間」と読み替えるものとする。 | | 車路に相当する部分の幅員は、収容可能な自動車1台の幅に0.5m以上を加えた寸法とし、その高さは1.8m以上とする。ただし、自動二輪車用の装置については、上記に関わらず、車路に相当する部分の幅員は、収容可能な自動二輪車1台の幅に0.15m以上を加えた寸法、かつ、1.0m以上とし、その高さは1.8m以上（人が運転して立ち入るものについては、当該部分の幅員は1.75m以上、高さは2.1m以上）とする。 |
| ターンテーブル | 自動車を迅速かつ安全に方向転換させるものと認められる場合には、令第8条第3号口の規定によらないことができる。 | | |

(駐車室の高さ)

第八条 駐車室の高さは、1.6m以上（自動二輪車用の装置については、収容可能な自動二輪車の高さに0.05m以上を加えたもの）とする。

(乗降室の高さ)

第九条 乗降室の高さは、1.8m以上（自動二輪車用の装置であって人が運転して立ち入るものについては、2.1m以上）とする。

(避難階段)

第十条 避難階段に関する基準は、装置の方式に応じて、次の表に定めるとおりとする。

| 装置の方式 | 避難階段 |
|---------|---------------------------------|
| 二段・多段方式 | 令第10条の規定による避難階段は、これを設けないことができる。 |

| | |
|--------------------------------------------------|----------------|
| エレベーター方式 平面往復方式 垂直循環方式 水平循環方式 多層循環方式 | |
| 自動車用エレベーター | 令第 10 条の規定による。 |

(防火区画)

第十一条 防火区画に関する基準は、令第 11 条の規定による。

(換気装置)

第十二条 換気装置に関する基準は、装置の方式に応じて、次の表に定めるとおりとする。

| 装置の方式 | 換気装置 |
|-------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 二段・多段方式 エレベーター方式 平面往復方式 垂直循環方式 水平循環方式 多層循環方式 | 令第 12 条の規定による換気装置は、これを設けないことができる。ただし、前面空地として設ける車路が建築物である場合においては、当該車路の部分については令第 12 条の規定による。 |
| 自動車用エレベーター | 令第 12 条の規定による。 |

(照明装置)

第十三条 照明装置に関する基準は、装置の方式に応じて、次の表に定めるとおりとする。

| 装置の方式 | 照明装置 |
|-------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 二段・多段方式 エレベーター方式 平面往復方式 垂直循環方式 水平循環方式 多層循環方式 | 乗降室については、その床面の照度を 2 ルクス以上に保つこと。 |
| 自動車用エレベーター | 車路に相当する部分については、その床面の照度を 10 ルクス以上に保つこと。 |

(警報装置)

第十四条 警報装置に関する基準は、令第 14 条の規定による。

第三章 安全機能に関する基準

(囲い)

第十五条 出入口を除く装置の周囲には、人が装置内に容易に立ち入ることができないよう、外壁、柵等の囲いを設けること。ただし、装置が簡易な構造で、取扱者が操作位置から乗降室内の状況を容易に視認できるものについては、これを省略することができる。

2 囲いは、人が装置内の稼動部に容易に触れることができない構造及び形状を有すること。

(出入口扉等)

第十六条 装置の出入口には、装置の稼動中に人が装置内に容易に立ち入ることができないよう、扉又は可動柵（以下「出入口扉等」という。）を設けること。ただし、装置が簡易な構造で、取扱者が操作位置から乗降室内の状況を容易に視認できるものについては、これを省略することができる。

2 チェーン、スプロケット等の可動部には、人が挟まれ又は巻き込まれることのないよう、覆いを施すこと。

(駐車室等)

第十七条 駐車室及び装置内で自動車が通過する部分の寸法は、自動車の入出庫が円滑かつ安全に行われるよう、必要な余裕を確保すること。

(乗降室)

第十八条 乗降室には、人が安全に通行できる歩行用の通路を確保すること。

2 通路には、歩行の障害となるような段差、突起物、隙間等があってはならない。

(機械装置)

第十九条 装置の構造上主要な部分は、その用途、規模及び構造の種類に応じて、これに作用する自重、積載重量並びに地震その他の振動及び衝撃に対して構造耐力上必要な強度を有すること。

2 駆動装置は、次に掲げる要件を満たすものであること。

イ 綱車及び巻胴は、地震その他の振動及び衝撃によって主索等が外れない構造とすること。

ロ 綱車及び巻胴は、使用する主索等の強度を維持するため必要な大きさを有すること。

ハ 自動車の入出庫が円滑かつ安全に行われるよう、入出庫に要する時間が駐車容量に比し過大とならないものであること。

3 制動装置は、次に掲げる要件を満たすものであること。

イ 定格荷重又は最大負荷の状態及び定格速度から安全に装置の動作を停止し、停止状態を維持する機能を有すること。

ロ 停電等により電力が遮断された場合に、自動的に装置の動作を停止する機能を有すること。

4 油圧装置は、次に掲げる要件を満たすものであること。

イ 油圧の過度の昇圧を防止するための安全弁を設けること。

ロ 停電等により電力が遮断された場合に、自動的に装置の動作を停止する機能を有すること。

- ハ 油漏れにより搬器が自然降下しないよう、降下制限装置を設けること。
- 5 搬器は、次に掲げる要件を満たすものであること。
 - イ 搬器の床先と出入口の床面との段差及び隙間は、自動車が支障なく通行できる寸法とすること。
 - ロ 搬器が昇降又は横行する領域とこれに接する昇降路又は横行路との隙間は、搬器の動作上必要な余裕を確保すること。
 - ハ 搬器が旋回し、又は自動車の前後方向に移動する装置については、駐車ブレーキが掛けられた状態の自動車の移動を抑制するための車止めを設けること。
 - ニ 自動車の入出庫時において、主索等の切断による搬器の落下等を生じないように、降下制限装置を設けること。
 - ホ 搬器及びその支持部は、自動車の搭載により降下、傾斜、跳ね上がり等を生じないように、適切な支持構造を有すること。
- 6 ターンテーブルは、次の要件を満たすものであること。
 - イ 搭載面及びその支持部は、自動車の搭載により降下、傾斜、跳ね上がり等を生じないように、適切な支持構造を有すること。
 - ロ 搭載面は、自動車が発進時に空転し、又は停車時に旋回により移動することのないよう、十分な保持力を有すること。

(制御装置等)

第二十条 電源及び電気設備は、次の要件を満たすものであること。

- イ 電源容量は、他の負荷に関係なく、装置が常時その機能を発揮できるものであること。
- ロ 感電その他人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように施設すること。
- 2 制御盤は、次の要件を満たすものであること。
 - イ 安全上支障がないと認められる場合を除き、装置内で自動車が通過する部分及びその進行方向に設けてはならない。
 - ロ 管理者又は管理者から許可を受けた者でなければその内部機器及び操作部に触れることのできない機構を有すること。
- 3 操作盤は、次の要件を満たすものであること。
 - イ 取扱者が乗降室内の状況を視認できる位置に設けること。
 - ロ 出入口扉等によって乗降室が遮蔽されるものについては、取扱者が操作位置からも乗降室内の状況を視認できるよう、操作盤又はその付近にモニター等を設けること。
- 4 制御装置は、次に掲げるところにより、起動制御の機能を有するものであること。
 - イ 起動に際して取扱者、自動車又は搬器を認証し、所定の取扱者以外の者による起動を防止する機能を有すること。
 - ロ 取扱者の一連の操作が正常に完了しない限り、他の者が操作を行うことができない機構を有すること。
 - ハ 取扱者に対して乗降室内の無人状態の確認を促すためのボタンを設け、当該ボタンが押されない限り装置は起動しないものであること。
- 5 制御装置は、次に掲げるところにより、出入口制御の機能を有するものであること。

- イ 出入口扉等が閉じた状態でなければ、装置は稼動しないものであること。
 - ロ 搬器が正常な位置に停止していなければ、出入口扉等は開かないものであること。
 - ハ 出入口扉等に人又は自動車が含まれることのないよう、障害物の存在を検知して自動的に出入口扉等の動作を停止する装置を設けること。
- 6 装置内の乗降室には、人の存在を検知して自動的に装置の動作を停止する装置を設けること。ただし、装置が簡易な構造で、取扱者が操作位置から乗降室内の状況を容易に視認できるものについては、これを省略することができる。
 - 7 自動車が搬器内の所定の停車範囲からはみ出している場合に、これを検知して自動的に装置の動作を停止する装置を設けること。ただし、安全上支障がないと認められる場合には、これを省略することができる。
 - 8 搬器が所定の範囲を超えて昇降又は横行した場合に、これを検知して自動的に装置の動作を停止する装置を設けること。ただし、安全上支障がないと認められる場合には、これを省略することができる。
 - 9 地震その他の振動又は衝撃が発生した場合に、その加速度を検知して自動的に装置の動作を停止する装置を設けること。ただし、安全上支障がないと認められる場合には、これを省略することができる。
 - 10 操作盤及び乗降室内の適切な位置に、緊急時に手動で直ちに装置の動作を停止できる装置（以下「緊急停止装置」という。）を設けること。ただし、乗降室内の緊急停止装置については、安全上支障がないと認められる場合には、これを省略することができる。

（非常口等）

第二十一条 装置内の乗降室には、室内に閉じ込められた者が速やかに脱出できるよう、非常口及び誘導灯を設けること。ただし、出入口扉等を設けない装置については適用しない。また、装置が簡易な構造で、出入口扉等が閉じた状態でも外部から乗降室内の状況を容易に視認できる装置については、これを省略することができる。

（掲示・表示）

第二十二条 収容可能な自動車の車種、寸法、重量その他の制限事項を明示した標識を、出入口付近の見やすい場所に掲示すること。

- 2 取扱者が操作時に注意すべき事項を明示した標識を、出入口付近の見やすい場所に掲示すること。
- 3 乗降室には、搬器の旋回等による危険が及ぶ領域又はその危険から回避できる領域を表示すること。

第四章 基準の特例

（基準の特例）

第二十三条 この基準に依り難い特別の事情がある場合においては、個別に国土交通大臣において認定することとする。

附 則

この告示は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。